

18歳でできること・できないことを 改めて考えてみましょう

昨年4月1日の民法改正により、成年年齢が引き下げられ、18歳を迎えると大人としての自覚を持って社会で活躍することが期待される立場となりました。

今年が平成17年生まれの皆さんが成人となります。成人となった皆さんは「国家資格の取得」や「10年有効のパス

ポートの取得」などが可能となり、自分の意思で決定できる事項が増えます。

例えば、親の同意を得なくても一人で契約ができるようになりませんが、一方では「未成年者契約の取消権」は行使できなくなるなどの責任も発生します。しかし一人で決めなければならないということ

ではないので、これまで同様、家族などに確認や相談することが大切です。

この他にも、裁判員に選ばれる可能性があるなど、18歳から変わることはいろいろあります。ぜひ、家族みなで調べてみてください。

問合せ 生涯学習・スポーツ振興課 ☎73・5285

18歳(成年)になったらできること

●親の同意がなくても契約できる

- ・携帯電話の契約
- ・ローンを組む
- ・クレジットカードをつくる
- ・一人暮らしの部屋を借りるなど



●10年有効のパスポートを取得する

●公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る

●結婚…女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に

●性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる

※普通自動車免許の取得は従来と同様「18歳以上」で取得可能

20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得



第2次能代市環境基本計画 第2次能代市一般廃棄物処理基本計画



市は平成19年3月に環境宣言を行い、健全な環境を次世代に引き継ぐため、環境に負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指して、人と環境に優しいまち能代をつくることとしています。

現在、第2次能代市環境基本計画および第2次能代市一般廃棄物処理基本計画により

環境施策に取り組んでいます。が、これらの計画が計画期間の中間年を迎えたことから、指標目標を中心に見直しを行い、令和9年度の目標値を設定しました。見直し後の計画の詳細は市ホームページでご確認ください。

- 環境基本計画
目指すべき環境像
「みんなでつくり
次世代へつなぐ
環境のまちのしるし」
- 一般廃棄物処理基本計画
目指すべき環境像
「じょうずに使って
リサイクル
心がけから行動へ」

主な見直し内容

- ・環境学習講座(環境大学・こども環境探偵団)参加延べ人数150人/年間

- ・地場農産物の学校給食使用率40%(新)
- ・水道普及率93・0%
- ・市役所庁舎分の温室効果ガス排出量の削減 平成30年より12%削減
- ・再生可能エネルギー導入量25万kW
- ・広報のしるへの環境情報の掲載回数6回/年間



主な見直し内容

- ・事業系ごみ排出量7293トン(平成28年度より9%以上の削減)
- ・民間回収分を含む市全体のリサイクル率30・0%
- ・最終処分量の減量目標2629トン(平成28年度より5・5%以上の削減)

問合せ
環境衛生課 ☎89・2173